

次の公募型プロポーザルの企画提案に係る質問について、以下のとおり回答します。

業務名： 広告媒体等へ掲載する奈良のナイトタイムブランディング動画制作業務委託

	質問	該当箇所 ※抜粋して記載します	回答
1	仕様書 5. (2)において、「動画等のプロモーション効果を高める手法がある場合は、効果等を示したうえで提案すること。」とありますが、審査基準のどこに振り分けられますか？	5. 業務の内容 (2) その他 ・その他、動画等のプロモーション効果を高める手法がある場合は、手段や方法、効果等を示した上で提案すること。	想定される箇所は「Bについて、動画の趣旨を理解し、効果的な演出手法が提案できているか。(10点)」です。ただし、提案内容によっては企画提案内容(B)全体に影響を与える可能性もあります。
2	仕様書 8. に記載されている著作権について、例えばBGMを購入して動画に利用する場合、著作権自体はBGM製作者が持ち続けることが一般的かと思えます。この場合は著作権自体を移すことが困難となるのですが、契約時に双方すり合わせの上での仕様の調整は可能でしょうか？	業務委託仕様書 8. 著作権等 この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。 (1)受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条、第28条に規定する権利を含む。)を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。 (2)県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。 (3)受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。 (4)映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。	「8. 著作権等」の(1)として記述している「成果物の著作権」とあるのは発注者である奈良県が成果物全体を自由に使用できることを前提としているため、県が動画を使用にするにあたり、制限を受けない内容で契約時に仕様の調整を行うことは可とします。

3	<p>業務の目的では"朝"の記載がありますが、業務の内容においては"朝"の記載がありません。夜に重点を置き、場合によっては夜のみでも構わないといった認識で相違ないでしょうか？</p>	<p>業務委託仕様書 4. 業務の目的 A. 夜間経済の活性化のため、奈良の夜・朝の魅力を短い動画によって奈良公園地域のナイトタイムのブランドイメージの定着を図る。欧米豪からの訪日インバウンド客を誘客ターゲットとして、ネット広告媒体でのプロモーションを実施ため使用する。 B. 夜間経済の活性化のため、奈良の夜・朝の魅力を短い動画によってプロモーションする。 国内旅行者やインバウンド層が旅行前にスマートフォン等視聴することを想定し、動画により奈良県の夜間営業の飲食店や夜間回遊導線のモデルコースなどの紹介を行うことで、夜の奈良の埋もれた魅力を発掘する。</p>	<p>左記のご認識の通りです。</p>
4	<p>企画書と一緒に送付する過去動画のDVDについて。こちらの枚数は1枚で問題ないでしょうか？</p>	<p>募集要項 7. 企画提案書等の提出 (1) 提出物 ⑨ 過去の制作物で今回の企画内容に沿った動画 1 本以上 3 本以内を記録した CD またはDVD (動画フォーマットは.m p 4 とする)</p>	<p>左記のとおり、1枚で問題ありません。</p>
5	<p>制作する動画の使用期限を教えてください。</p>	<p>—</p>	<p>想定される使用期限はAは無期限、Bは2年程度です。あくまで想定ですので、契約後の打合せにて調整を行いたいと思います。</p>

6	<p>募集要項P4『7. 企画提案書等の提出(1)』に『※別紙2「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成してください』 と思いますが、別紙2が見当たらず、どこに記載されているか、もしくは項目をご指南いただけないでしょうか。</p>	<p>7. 企画提案書等の提出 (1) 提出物 ① 企画提案提出書(様式3) ② 業務実施体制 ③ 業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制 ④ 企画提案書Aについて) (様式任意、サイズはA4、縦横自由 ⑤ 絵コンテ(仕様書Aの動画のみ) ⑥ 企画提案書Bについて) (様式任意、サイズはA4、縦横自由 ⑦ Bで紹介する店舗リスト(選定の基準を併せて示すこと ⑧ 見積書(様式任意) ⑨ 過去の制作物で今回の企画内容に沿った動画1本以上3本以内を記録したCDまたはDVD(動画フォーマットはmp4とする) ※別紙2「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成してください ※企画提案書、絵コンテにはページ番号を付してください。 ※提案者を判読できるような記載(社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名等)は削除等してください。</p>	<p>『※別紙2「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成してください』という文全体が誤記でございます。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。 企画提案の際の提出物は様式①～⑨となります。</p>
7			